

## 令和3年度事業計画について

長崎県における令和元年度末の汚水処理人口普及率は81.7%で全国平均91.7%よりも低く、およそ24.5万人分の生活雑排水が未処理のまま側溝、河川等へ放流されています。

このような状況の中、生活排水を個別に処理する浄化槽は、下水道と同等の処理性能を有しながら、設置場所を選ばず、短期間に設置でき、また、下水道等と比較して安価で地震等の自然災害にも強く、今後の人口減少社会に対応しやすい利点を有しています。汚水処理施設の整備が遅れている地域においては、生活環境保全のため浄化槽の普及促進が強く求められています。

また、公共水域の水質保全及び浄化槽の管理の向上等を目的として、令和2年度より浄化槽法が一部改正され、単独浄化槽から合併浄化槽への転換促進、台帳整備等を行うことが明記されており行政機関や関係業界との連携が益々重要となっています。

これらの状況を踏まえ、当協会は浄化槽の普及促進及び公共用水域の水環境保全のため、令和3年度は次の事業に取り組んでまいります。

### 1. 法定検査事業（66,500基）

- (1) 11条検査 64,800基
- (2) 7条検査 1,700基

### 2. 行政機関や関係業界との連携事業

法定検査の拒否者対策、単独浄化槽から合併浄化槽への転換促進、浄化槽の使用状況の把握、浄化槽台帳の突合等に関することはもとより、今後の法定検査のあり方や浄化槽についての諸問題について県の主導のもと行政機関及び関係業界と連携して協議する機会を設け、浄化槽業務の円滑な推進を図るとともに、今後の協会運営等についても検討する。

### 3. 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

日本環境整備教育センター及び全国浄化槽団体連合会と連携して当協会が窓口となり、令和3年度より「浄化槽管理士研修会」を本県で開催する。

#### 4. 法定検査の拒否者対策事業

新たに発生した検査拒否者に対して行政機関と連携して、法定検査の受検の必要性について啓発チラシを配付し受検を促す。

また、拒否の原因を精査し対策を検討する。

#### 5. 単独浄化槽から合併浄化槽への転換促進事業

単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促すチラシを検査時に単独浄化槽管理者へ配付することにより啓発を行う。

#### 6. 浄化槽協会会員との連携事業

① 浄化槽協会会員を対象に会員向け講習会や意見交換会を開催し、連携の強化を図る。

- ・会員向け講習会開催予定地：五島地区
- ・意見交換会開催予定地：県北地区

② 浄化槽保守点検業登録更新に関する情報を事前に提供する。

#### 7. 全浄連浄化槽機能保証制度登録業務（890件）

（一社）全国浄化槽団体連合会の浄化槽機能保証制度事業に関する受付・登録済証の交付業務を行う。

#### 8. 検査手数料の未収金対策事業

① 令和2年度から導入した弁護士事務所を活用した請求方法を継続し、未収金対策を強化する。

② 未収金発生の防止及び事務簡素化のため、検査手数料の口座振替の促進を図る。

#### 9. 検査技術の向上事業

① 九州地区指定検査機関協議会が開催する研修会へ参加する。（開催地：佐賀県）

② 指定検査機関四国地区協議会が開催する研修会へ参加する。（開催地：徳島県）

③ 全国浄化槽技術研究集会へ参加する。（開催地：愛媛県）

#### 10. 検査結果の解析による地域への還元事業

① 浄化槽の処理方式や建物の用途とBODの関係等について解析し、維持管理に資する。

② 水質が悪化している浄化槽について、異常個所の確認作業手順にそって追跡調査を継続し、改善事例のデータを蓄積する。

## 11. 本所事務所の移転新築

本所新事務所について、令和4年度の完成を目指し準備を進める。

## 12. 浄化槽普及啓発事業及び情報の提供

### ① 検査に関する詳細情報の提供

法定検査実施地域の年間スケジュールの情報や浄化槽の設置状況及び法定検査結果等についてホームページ上で公表する。

### ② 行政等が主催する浄化槽講習会へ講師を派遣する。

### ③ 自治体が主催する環境等のイベントを活用して啓発を行う。

参加予定自治体：諫早市（いさはやエコフェスタ）

### ④ 児童を対象に、環境問題への関心を持ってもらうことを目的として環境教育講座を開催する。

### ⑤ 浄化槽の適正な管理を促す啓発チラシを作成し配付する。

## 13. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

協会会員及び対象となる浄化槽管理者に対して、事業の案内をし周知する。

## 14. 検査結果書の見直し

新しい様式を決定し、その様式に合わせてシステムを構築していく。